NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 654 号

平成31年3月29日(金)

著 者 日本ビズアップ株式会社 発 行 税理士法人森田会計事務所 〒630-8247

奈良市油阪町 456 番地 第二森田ビル 4F TEL(0742)22-3578 FAX(0742)27-1681

フェデックスがビジネスコンテストを日本で初開催 スタートアップ支援の背景にある市場の変化とは?

世界3大物流企業の一角、フェデックス・エクスプレスが、日本で初めてビジネスコンテストを開催している(締切は4月14日)。エントリー対象は「6カ月以上継続的に運営されている中小企業」。事実上、スタートアップ支援といえる内容だが、220以上の国と地域で国際輸送サービスを展開している超大企業が、なぜ小規模企業をサポートするのだろうか。

背景として注目したいのが、越境EC市場の成長だ。経済産業省は世界の越境EC市場は2020年までに毎年前年比20%以上伸びると予測。日本では近年、リデザインした伝統工芸品を海外に展開する中小事業者が増えており、輸送需要を見込んでいると思われる。

海外輸送は品質保持が困難なのがネック。陶

器などの壊れ物はパッキングに気を配っても破損リスクがある。また、ヘルスケア分野では国際共同治験のため採血した検体などを輸送するニーズも急増中だが、フェデックスは輸送トラック、積み替え施設、航空機のすべてで温度管理できるコールドチェーン輸送システムを完備。国際物流では希少なドアツードアの配送を行っている。

さらに、貿易や海外対応の専門部署がない中 小企業のために、輸送費見積りをするサポート デスクや運送書類作成や返品代行作業といった サポートも充実させている。ミクロな部分まで 本気で取り組むこうしたグローバル企業の経営 姿勢には、学ぶべきポイントが数多くあるとい える。

19年度税制改正法が参院で成立 10月の消費増税対応の見直しが柱

本年10月の消費税率10%を前提とした2019年 度予算が3月27日に参院本会議で成立した。一般 会計総額は過去最大の101兆4571億円と初めて 100兆円の大台を超えたが、その最大の要因は、 ポイント還元や住宅購入支援などの増税対策だ。

その増税対策を盛り込んだ2019年度の税制改正を定めた所得税法等一部改正法を始め、地方税法等一部改正法、森林環境税及び森林環境譲与税法が、同日27日の参院本会議で可決・成立した。

所得税法等一部改正法は、消費税率10%が適用 される住宅取得等について、控除期間を3年延長 し13年とし、11年目以降の3年間は消費税率2%引 上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定す る住宅ローン控除の特例の創設や、車体課税の見 直し、事業用資産(土地、建物、機械・器具備品 等)の相続税・贈与税を100%納税猶予する個人版事業承継税制の創設、民法改正により規定された配偶者居住権の評価方法などが柱となっている。

また、地方税法等一部改正法は、(1)自動車税の税率引下げ(恒久減税)など車体課税の大幅見直し、(2)ふるさと納税制度の見直し、(3)住宅ローン控除の拡充に伴う措置、(4)ひとり親に対する個人住民税の非課税措置、などが盛り込まれている。

ふるさと納税制度は、対象となる返礼品に返礼割合が3割以下で地場産品とする基準を設け、 総務大臣が対象となる地方団体を指定する見直 しなどを規定している。